

昨年度の学長選考手続きに係る追加説明について

令和6年7月31日

国立大学法人宮城教育大学学長選考・監察会議

国立大学法人宮城教育大学学長選考・監察会議（以下「本会議」という。）では、令和5年11月30日に公表した「次期国立大学法人宮城教育大学学長候補者の決定について」及び「次期国立大学法人宮城教育大学学長候補者の選考について」に記載のとおり、次期学長候補者の選考の過程、選考の理由等について説明しており、学内外からの問い合わせ等に対しては、上記公表事項に基づき回答してきたところです。

令和6年度に入り、本会議が新たな体制となったことに加えて、引き続き学内外からの問い合わせ等があることを踏まえて、改めて昨年度の学長選考手続きを確認した上で、今後の学長選考のあり方を検討すると同時に、これまでに寄せられた問い合わせ等に対して、誤解のないよう学長選考手続きに係る追加説明をいたします。

記

1. 昨年度の学長選考について

学長の選考は、国立大学法人法、国立大学法人宮城教育大学学長選考等規程及び同細則に則って実施することとなります。

その選考については、同規程第4条に記載されているとおり「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。」とされております。

本会議では、この基準を令和5年7月6日に決定し、公表するとともに、以降の選考手続きでは、この基準に沿って、候補者の書類審査（履歴書、業績概要、所信、質問書に対する回答書）、面接審査（本会議委員によるもの）を行い、意向聴取（抱負を聞く機会、意向投票）の結果を参考にしつつ、総合的に判断した結果、次期学長候補者を決定しております。

2. 意向聴取について

意向聴取（特に意向投票結果）については、その取扱いに係るご意見等をいただいておりますが、国立大学法人ガバナンス・コードに記載されているとおり、学長の選考は、意向聴取（意向投票）によることなく、本会議が定める基準により総合的に判断するものとなっております。このため、意向聴取の結果は選考に係る参考情報の一つとして取扱った上で、本会議が定めた基準を踏まえて、本会議の権限と責任において選考を行ったものです。

【参考1】国立大学法人ガバナンス・コード（抜粋）

- ・原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等
学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。
- ・補充原則 3-3-1①
学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

【参考2】意向聴取の結果

意向投票集計表

○意向投票開票集計内訳

有資格者数	168名
投票者数	145名
投票総数	145票（投票率 86.3%）
内訳 有効投票数	139票
無効投票数	0票
白票数	6票
棄権者数	23名

○候補者の得票内訳

熊野 善介 氏	15票
本図 愛実 氏	80票
松岡 尚敏 氏	44票

以上のことから、本会議としては、昨年度の学長選考手続きについては、その選考方法、手段、判断等について、関係法令及び諸規則に照らし、公正かつ適正に行われたことを確認しております。